

## 鎌倉市広告掲載基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、鎌倉市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準により判断するものとする。

(広告審査に当たっての基本的な考え方)

**第2条** 本基準により鎌倉市が広告を審査する場合には、本基準の文言による一義的な解釈・適用のみならず、関係法令等の規定や市民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じ、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

**第3条** 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこ
- (4) アルコール飲料
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 消費者庁、消費者委員会又は国民生活センターが、消費者被害が起きているとして情報提供している形態の取引を行う事業者
- (7) 消費者との取引に係る業務において、警察、検察等の捜査を受けたことの報道があるなど、社会問題を起こしている事業者及びこれと同様の形態の取引を行い、消費者被害を生じさせるおそれのある事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 結婚相談所・交際紹介業
- (12) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2章から第6章に規制する取引を行う事業者。ただし、通信販売を行う事業者及び市長が特に認める事業者を除く。
- (13) 債権取立て、示談引受け等
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生

又は更生の手続中の事業者

- (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している事業者
  - (16) 法令及び神奈川県・鎌倉市例規に違反する、又はそのおそれのある取引を行う事業者
  - (17) 消費者関連法規の行政処分を受けた事業者及びこれと同様の形態の取引を行い、消費者被害を生じさせるおそれのある事業者
  - (18) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
  - (19) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止措置等を受けている者
  - (20) その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの
- (掲載基準)

**第4条** 要綱第4条第2項各号に規定する広告掲載の対象としないものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
  - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 他の者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性があるもので、次のいずれかに該当するもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

(5) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 個人又は団体の意見広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもので、次のいずれかに該当するもの

ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの

ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの

(8) 内容又は責任の所在が不明確なもので、次のいずれかに該当するもの

ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの

ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの

エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

(9) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等に違反する業種・商法・商品

- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- ク 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- サ 他人名義の広告
- シ 責任の所在が明確でないもの
- ス 広告の内容が明確でないもの
- セ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体、その他公共の機関が別に認証等を行なっている商品やサービス等に係るものを除く。）
- ソ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- タ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (11) その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの、次のいずれかに該当するもの
- ア 品位を損なう表現のもの
- イ 詐欺的なもの、又は、いわゆる悪質商法とみなされるもの
- ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

- エ 懸賞広告及びクーポン付き広告
  - オ 投機を著しくあおる表現のもの
  - カ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
  - キ 占い、運勢判断などに関するもの
  - ク 通貨及び郵便切手の複写の使用
  - ケ 謝罪、釈明などのもの
  - コ 尋ね人、養子縁組などのもの
  - サ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
  - シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ス デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
  - セ 国内世論が大きく分かれているもの
  - ソ その他社会的に不適切なもの
- (WE Bページに関する基準)

**第5条** 広告主のWE Bページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市のWE Bページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWE Bページの内容についても、WE Bページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

2 他のWE Bページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWE Bページで、要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWE Bページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWE Bページの広告は掲載しない。

（広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準）

**第6条** 広告媒体を所管する部課等は、掲載の可否及び表示内容等を審査する場合においては、次の各号に定める業種ごとの基準によるものとする。

（1） 資格講座

- ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示をしてはならない。
- イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に國家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。
- ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているもの

は掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示をしてはならない。

(2) 病院、診療所、助産所

ア 広告できる事項は、医療法第6条の5及び第6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。

イ 病院、診療所につき、診察台の上で契約交渉が行われ、消費者が取引を断りにくい状況で契約が成立するおそれのある公的医療保険外に係る医療行為の広告は取り扱わない。ただし、出産に係る広告は取り扱う。

ウ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を表示してはならない。

エ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

オ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(3) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）の広告掲載はできない。

(4) 医薬品等は、薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から68条の規定の範囲内で掲載する。なお、次のような表示は掲載できない。

ア 最大級及びそれに類する表示

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(5) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、以下のような表示は掲載できない。

ア 医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示

(6) 弁護士、税理士、公認会計士の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、以下のような表示は掲載できない。

ア 顧問先、または依頼者名（同意書がある場合を除く。）

イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

(7) 旅行業

ア 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員

に限る。（登録番号を明記）

(8) 通信販売業

- ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載する。
- イ 特定商取引に関する法律第11条に規定する事項を掲載しなければならない。

(9) 雑誌、週刊誌等について、以下のものは掲載してはならない。

- ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの
- イ 虚偽、又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの
- ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの
- エ 有害図書と認められるもの

(10) 映画・興業等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- オ ショッキングなデザインは使用しない。
- カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(11) 古物商・リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること
- イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

(12) 労働組合等

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する

(13) 募金

- ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。
- イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記する。

(14) 質屋、チケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等は表示しない。
- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(15) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。その旨を表示すること。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等の主旨を明確に表示すること。

(16) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第3条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

例：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

(17) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、「メーカー希望価格の10%引き」など根拠を明確に表示すること。

イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。

ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話やP H S の表示は不可とする。

エ 無料で参加・体験できるもので、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

(広告媒体ごとの基準)

**第7条** この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体を所管する部長等が別途基準を作成できるものとする。

**付 則**

この基準は、平成24年7月27日から施行する。

**付 則**

この基準は、平成24年8月24日から施行する。

**付 則**

この基準は、平成27年3月31日から施行する。